

CMAC 会議(2019年10月)出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員
 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
 企業会計基準委員会 非常勤委員
 IASB・資本市場諮問委員会委員
 くまがい ころう
熊谷 五郎

I. はじめに

2019年10月10日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会 (IASB) の資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。) が開催された。CMAC は、世界各国の財務諸表利用者の意見をIASB に対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。CMAC の会議は、年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回は世界作成者フォーラム (Global Preparers' Fo-

rum、以下「GPF」という。)¹との共同開催である。

CMAC は、財務諸表利用者の立場から、より専門的かつテクニカルな論点に関して、IASB に対してインプットを提供している。CMAC 委員の任期は6年で、筆者は2014年1月よりCMAC 委員を務めたが、今回の会議が最後であった。

10月10日開催のCMAC 会議の議題は、図表のとおりである。以下本稿では、「2. 料金規制活動」、「3. 適用後レビュー」、「4. アジェンダ協議」について報告する。

図表 2019年10月10日開催 資本市場諮問委員会 (CMAC) 議事一覧²

番号	時間	議事
1	9:05- 9:35	IASB アップデート
2	9:35-10:35	料金規制活動
3	10:50-11:50	適用後レビュー：IFRS 第10号、第11号、第12号
4	13:00-15:00	アジェンダ協議
5	15:00-16:00	非公開セッション (CMAC の運営と新任委員の選出)

出所：IASB

1 GPF は、財務諸表作成者の意見をIASB に対して定期的にインプットする組織であり、CMAC と対をなしている。CMAC 同様、年3回開催される。

2 当日使用された資料及び議論の様子は、以下で閲覧、視聴が可能である。
<https://www.ifrs.org/groups/capital-markets-advisory-committee/#meetings>

Ⅱ. 2019 年 10 月開催 CMAC・議 事概要

1. 料金規制活動

【論点と背景】

IASB は、電力・ガス業等の料金規制活動によって生じる資産、負債を忠実に表現するべく、新たに会計モデルを開発した。2020 年上半期に、公開草案 (Exposure Draft) を公表する予定である。

電力・ガス業等の公益事業を営む企業は、顧客の日常生活に直結するサービスを、安定的に供給するために、規制当局による料金規制に服する一方、一定の利益率を保証されていることが多い。そのために、災害等で設備に損害を受けて臨時費用が発生した場合には、その後の料金調整により、そうした費用が回収される。逆に、需要変動により一時的に超過利益が生じた場合には、値下げにより超過利益は顧客に還元される。こうした料金調整に基づく、将来キャッシュフローの (限界的な) 変動は、IFRS の概念フレームワーク上の資産・負債の定義を満たす。

こうした規制を通じた料金調整に伴って生じる資産・負債は、一般企業の保有する資産・負債とは異なる特徴を有する。そのため、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項に基づく、資産・負債に関する開示では、公益企業の資産・負債の経済実態を忠実に表現できない、と考えられてきた。また、IFRS 第 15 号によって提供される情報を補完するために、料金規制活動に関する会計モデルの必要性が認識されていた。

本セッションでは、料金規制活動について、

- IASB スタッフが提案する新しい会計モデルの妥当性
- 会計モデルの説明資料と一般投資家へ説明するにあたってのアプローチ

について議論した。

【料金規制活動の会計モデルの妥当性】

まず IASB スタッフより、現在検討中の会計モデルの概要について説明を受けた後、討議が行われた。

CMAC メンバーより、「このモデルによって、財務諸表作成者が料金規制資産の認識をいつ行うべきかを決定するにあたり、どのようにして、企業的意思決定が安定的かつ首尾一貫したものであることが担保されるのか。」という質問があった。

それに対して、IASB スタッフより「料金規制対象企業と料金規制当局の双方が、規制上の合意によって制約される場合にのみ、本モデルは適用される。それによって、企業的意思決定の安定性、一貫性が担保されると考えている。」との回答があった。この回答に対しては、「料金規制当局が最終決定権を有する場合には、そのような合意に基づいて、企業意志決定が安定的かつ首尾一貫したものになるかは疑問に思う。」との意見があった。

また別のメンバーからは、「財務諸表作成時点で、まだ料金規制当局との交渉中であるにも関わらず、料金規制資産や料金規制負債を認識することには懸念がある。」との指摘があった。それに対して、IASB スタッフより「本モデルは、料金規制当局との交渉により生じ得るリスクや不確実性については、注記開示を求めており、それによって懸念に対処できると考えている。」との回答があった。

また「需要変動や料金規制当局との合意事項の変更によって、減損が生じ得ると思う。このような減損リスクは、どう扱われるのか。」という質問があった。それに対して、IASB スタッフより「その他の資産同様に、料金規制資産も将来キャッシュフローの見積りに基づいて測定される。そのために、料金規制資産を区別

して減損テストを行う必要はない。また料金規制資産の見積り額は、報告日ごとに更新され、将来キャッシュフローに不確実性が生じた場合は、注記開示を行うことが要求されるために、財務諸表利用者は、減損リスクを相当程度把握できると考えている。」との回答があった。

次に「料金規制資産・負債を測定するに際して、本モデルはどのような割引率を使うのか。」という質問があった。それに対して、IASB スタッフより「ほとんどの場合、料金規制当局によって指定された割引率（regulatory rate）を想定している。しかし、もしその割引率に、貨幣の時間的価値や、企業固有のリスクが十分反映されておらず、その企業の資本コストとして不十分なレベルであると判断される場合には、そうした要素を反映させる必要があると思う。」との回答があった。

また「このモデルが目指しているのは、費用・収益の対応（matching）か。」という質問があった。それに対して、「このモデルは、料金規制対象企業の財務業績変動について、顧客に課金される料金調整を通じて回収される部分と、そうでない部分を区別するための情報を、財務諸表利用者に提供することを目指している。」との回答があった。

【会計モデルの説明資料と一般投資家に説明するにあたってのアプローチ】

本セッションで使われた説明資料は、提案されている料金規制活動の会計モデルの目的や仕組みが良く理解できると、概ね好評であったが、以下の改善提案があった。

- 説明資料には、ケーススタディや実例を含めると良い。また財務諸表利用者の理解を促進するために、モデルの主要なコンセプトを説明するような数値例があると良い。
- 料金規制資産・負債が認識された時点で、予定される料金調整によりキャッシュフロー計

算書や財務業績計算書（損益計算書）にどのような影響が今後生じるのか、企業に前広に開示させてはどうか。

また料金規制活動の会計モデルに関して、一般投資家に関心を持つであろう論点として、以下が指摘された。

- 料金規制資産残高と各財務諸表表示額への調整表
- 料金調整によって当期に請求された収益の額と、補てんされる権利が生じたものの当期に請求されなかった金額の区別
- 割引率に関する料金規制資産・負債の測定上の感応度、及びそれに対応する財務業績計算書への影響
- 料金規制資産の減損が、財務業績計算書上どの行項目に示されるかに関する具体例

【次のステップ】

以上のコメントや提案は、公開草案の策定、投資家向けアウトリーチ用の説明資料の作成にあたって、IASB ボード会議で検討される予定である。

2. 適用後レビュー：IFRS 第 10 号、第 11 号、第 12 号

【論点と背景】

IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックは、新しい会計基準の公表や、既存基準の大幅な修正を行った場合に、適用後レビュー（Post Implementation Review、以下「PIR」という。）を義務付けている。PIR は、通常、新・修正基準の適用開始後 2 年以上経過した後には実施することとされているが、実際は、発効日から概ね 30～36 カ月に行われている。

今回の PIR の対象は、

- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」
- IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」
- IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」

の三つの会計基準である。これらは、2011年に公表され、2013年1月1日に発効している。その後、それぞれ2014年に大きな修正が行われ、その発効日は、2016年1月1日であった。

【CMACにおける議論】

IFRS第10号、第11号、第12号のPIRに関して、CMACメンバーから、以下の要望、指摘があった。

- 連結子会社に関して、非支配株主持分に関する情報（特にキャッシュフローに与える影響）、重要なグループ内取引に関する情報の開示を充実して欲しい。
- 投資企業に関する連結の免除規定³に関しては、見解が分かれた。この規定は有用でないという意見がある一方で、投資企業を連結する場合に比べ、財務諸表作成者にとっては大きな負担軽減になるが、財務諸表利用者にとってもより有用な情報を提供するという意見があった。また、実務上この免除規定を強制でなく、任意の選択規定と捉えている企業もあるという指摘があった。
- 財務諸表利用者が、企業価値評価モデルの構築にあたって、グループ内の様々な負債の優先劣後関係を理解することは、極めて重要である。それにも関わらず、連結財務諸表にこの情報は開示されていない。また、子会社がIFRSを適用しているのか、各国GAAPを適用しているのか、必ずしも明確でないことが多い。
- これらの会計基準の要求する開示事項では、財務諸表利用者が、親会社の子会社等に対する「支配」の状況を評価するにあたって、十分な基本情報が提供されない。特に財務諸表作成企業にとって、支配の評価が複雑で、重大な判断を要した場合の情報開示が不十分である。
- 子会社の連結にあたって、IFRSの要求事項とバーゼルⅢ等規制上の要求事項によって、それぞれ異なる結果が得られる場合がある。その事実自体を、財務諸表の注記で開示することは、財務諸表利用者にとって有用である。
- IASBは、比例連結の再導入を検討すべきである。比例連結は、特に建設業界等において、現行基準よりも有用な情報を提供する。
- 企業評価の目的からは、現行基準による開示では、ジョイントベンチャー（以下「JV」という。）に対する持分や関連会社に関する情報開示が不十分で、より充実した情報が望まれる。例えば、①偶発債務、②赤字関連会社に関する情報、③不動産業における関連会社、又はJVの有利子負債、④持分法適用会社や子会社から親会社への配当、⑤JVや関連会社の資産・負債に関する詳細情報等、を開示して欲しい
- 現行基準の開示要求では、JVの各出資者の保有するプット・オプションに関する情報開示が不十分である。
- JVの各パートナーの取り分が、実績目標に応じてどのように変化するかに関する情報開示の充実を望む。特に製薬業界では、各パートナーの取り分は、それぞれの新薬パイプラインの相対的なパフォーマンスに応じて決まる。こうした情報は、財務諸表利用者にとって有用性が高いが、現在は開示されていない。

また筆者は、IFRS第10号とIFRS第9号「金融商品」の潜在的な矛盾を指摘した。IFRS第10号は、子会社株式の部分売却によって、企業が支配を失った場合には、公正価値で再測定し、評価差額を「当期損益（Profit and

3 2014年のIFRS第10号、第12号の修正により新たに設けられた。

Loss)」で認識することを求めている。それに対して、IFRS 第9号は、株式について、公正価値測定を求めているものの、前報告日からの変動額については「その他の包括利益（Other Comprehensive Income、以下「OCI」という。）」で認識することを許容している（OCI オプション）。このようなIFRS 第10号とIFRS 第9号の取扱いは、潜在的に矛盾しているのではないかと懸念を表明した。

【次のステップ】

PIRのフェーズ1では、IASBテクニカル・スタッフは、IFRS 第10号、11号、12号に関する主な懸念について、各利害関係者より情報収集する。今回のCMACにおける議論もその一環であった。フェーズ1で収集された情報に基づいて、IASBより、PIRのフェーズ2で「情報要請（Request for Information、以下「RFI」という。）」が公表される予定である。今回のCMACで指摘された事項のうち、IASBによって特に重要性が認められたものについては、RFIの質問事項として採用される。

3. アジェンダ協議

【論点と背景】

本セッションの目的は、2020年アジェンダ協議プロジェクトの現況をCMACメンバーに報告するとともに、アジェンダ協議RFIに取り上げるべき論点について、CMACメンバーの意見を聞くことであった。本セッションでは、RFIに含めて利害関係者の意見を問うべき潜在的な論点、及びアジェンダ協議期間中にIASBが検討すべきハイレベルな論点について議論された。

【アジェンダ協議RFIで取り上げるべき個別論点】

CMACメンバーは、事前にRFIに取り上げ

るべき潜在的論点を、最大で3件挙げることが求められた。10月の会合では、各CMACメンバーが考える、会計基準の潜在的論点と、それらの重要性について議論した。

筆者は、持分法、無形資産、暗号資産を挙げた。このうち、持分法については、リサーチパイプラインに入っていたが、IFRS 第11号のPIR実施時において、改めて検討されることになっていた。特に「IFRSの20%という数値基準は、原則主義のIFRSに馴染まないのではないか。また各国法制の違いを考えると、このような数値基準はグローバルに見て妥当性があるのか疑問に思う。」とコメントした。

無形資産を取り上げるべき理由として、「近年の会計基準に対する批判の多くは、無形資産の価値が、財務諸表に十分に反映されていない、ということに起因する。こうした批判の妥当性には疑問もあるが、これに対して、IASBは会計基準設定主体として、無形資産に対する確固たる見解を確立する必要がある。リサーチ・プロジェクトを通じて、無形資産の定義及び性質、認識と測定について、洞察を深めるべきであると思う。」と述べた。

暗号資産を取り上げるべき理由については、「暗号資産は無形資産の一部でもあるが、解釈指針委員会でも度々議論されており、長期的には基準設定は不可避であると思う。基準設定アジェンダとするには時期尚早であるが、将来の基準開発に向けてリサーチ・プロジェクトとして、論点を整理しておくことは必要であると思う。」と述べた。

無形資産に関して、筆者以外にもアジェンダ協議で取り上げる必要性を指摘する声は多かった。しかし、プロジェクトの範囲については意見が割れた。無形資産の表示と開示に絞るべきであるという意見や、M&Aの結果生じた無形資産と自己創設無形資産の差に関する情報開示の充実を求める意見、無形資産として資産化さ

れる可能性のある、試験研究費、開発費、広告、IT への支出に関する開示の充実を求める意見があった。また、IAS 第 38 号「無形資産」の範囲を変更して、より多くの無形資産を認識するという方向性に関しては、筆者も含めて反対意見が多数であった。

セグメント開示を取り上げるべきという意見も多く、より詳細なセグメント情報の開示を求めるべきかが論点であった。例えば、セグメントごとに設備投資額、減価償却費が開示されると、分析上有用であるとの意見があった。また、メーカーの金融子会社に関するセグメント情報については、分解表示の改善を求める声があった。また、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の開示に関して、マネジメント・アプローチを廃止して、企業間の比較可能性をより高めるアプローチを検討すべきであるという意見もあった。

それ以外の潜在的論点としては、現金支出を伴わない取引の財務諸表に与える影響について検討して欲しいという要望が、複数のメンバーからあった。また、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の表示・開示に関する要求事項の修正、IFRS 第 16 号「リース」のリース負債とキャッシュフロー計算書への反映方法に関する検討、OCI の表示に関する各 IFRS 個別基準の要求事項の見直し、などを求める声もあった。

【ハイレベルな論点】

アジェンダ協議のプロセスにおいて、IASB が検討すべき、以下のよりハイレベルな論点についても議論された。

XBRL に基づく電子報告によって、財務諸表利用者は、より手軽に、詳細な財務分析を行う

ことができるようになると期待されてきた。しかし、XBRL のタグ付けの不備から、電子報告の使い勝手は、期待されたほど改善していない。そこで、IFRS を採用する全ての会社について、タグ付けの改善が喫緊の課題として、認識されるようになってきた。電子報告の改善に向けて、より積極的な IASB の関与を求める声が聞かれた。

また、近年の AI 技術の進歩等により、資産運用業界は急速に、テクノロジーベースの投資戦略を志向するようになってきた。こうした経営環境の変化を踏まえて、2022 年～2026 年という近い将来に、財務諸表利用者の情報ニーズがどのように変化していくか、IASB は検討しておくべきである、という意見があった。

また、アジェンダ協議 RFI で取り上げるべきとされた論点の多くは、開示の充実を求めるものであるという指摘があった。この指摘を行ったメンバーは、「IFRS の開示を全体として改善するために、各個別 IFRS の要求事項の開発、適用に関して、IASB はより全体的なアプローチを取るべきである。」との意見を述べた⁴。

【次のステップ】

今回の CMAC における議論内容、提言は、IASB スタッフより IASB ボード会議において報告され、RFI に含めるべきか検討される。

Ⅲ. おわりに

CMAC は、IASB にとって定期的に財務諸表利用者のニーズや見解を得るための、貴重な場を提供している。概念フレームワークに定義

4 このメンバーは明示的には言及しなかったが、IASB が IFRS の開示要求を開発したり、財務諸表作成者が開示を行うに際して参照できる開示原則を開発すべきである、いうことを意味していると思われる。アジェンダ協議 RFI において、開示原則を取り上げるべき、という意見は我が国関係者からも聞かれている。

された一般目的財務報告の目的⁵に照らし合わせても、IASBにとって、近年CMACの重要性は高まっている。冒頭にも述べたように、筆者は2014年1月より6年間CMAC委員として活動し、今回の会議で卒業することとなった。

同僚のCMAC委員たちは、いずれ劣らぬ投資のプロであると同時に、IFRSの開発プロセスへの参加を通じて、グローバル資本市場をより良いものにして行くという公益への意識の極めて高い人々であった。こうしたメンバーたちと議論できるということは、筆者にとって知的刺激に満ちていると同時に、大いにやりがいのあることであった。

例年10月のCMAC会議では、翌年からの新任委員がメンバーの投票によって選ばれる⁶。今年末で、筆者を含め総勢17人のうち7人の委員が退任予定であるが、多数の応募者から5名の新任委員が選出された。このうち1名は日

本人で、筆者の退任後にも、我が国からの委員にバトンを繋ぐことができ安堵している、というのが率直な思いである。後任委員の方には、我が国財務諸表利用者代表として、ぜひ積極的にCMACの議論に参加していただきたい。

また、筆者はこの6年間CMAC委員と並行して、IFRS諮問会議委員（2014年1月～2018年9月まで、2015年1月からは副議長）、IFRS解釈指針委員会委員（2018年7月～）として活動してきた。この間、筆者の所属するみずほ証券、日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、財務会計基準機構の皆様には、多大なご支援を賜った。この場を借りて、改めて御礼を申し上げる次第である。

また昨年就任したIFRS解釈指針委員会委員については、最長2期6年の任期となる。関係者の皆様には、今後も引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

5 IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」は、一般目的財務報告の目的を「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が、企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。」と規定している。ここで、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者」とは、財務諸表利用者に他ならない。従って、一般目的財務報告の中核をなす、財務諸表の作成にあたって準拠するIFRS等の会計基準もまた、一義的には財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することを目的に開発されると考えられる。

6 CMACは、IASBやIFRS財団から独立した組織体である。新任委員は毎年公募され、応募者の中から、2名の共同議長によるインタビュー結果を踏まえ、10月会議出席メンバーの合議により、翌年からの新任委員が選ばれる。

お詫びと訂正

『季刊会計基準』第66号(2019.9)「CMAC-GPF 合同会議(2019年6月)出席報告」において、編集上の誤りがございました。

お詫びして訂正いたします。

【訂正箇所】 (下線部分が訂正箇所です)

106 頁	タイトル	(誤) CMAC-GPF 合同会議 (2018 年 6 月) 出席報告 (正) CMAC-GPF 合同会議 (<u>2019</u> 年 6 月) 出席報告
-------	------	--